

川崎市告示第332号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定により指定した収納代理金融機関について、同条第8項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年6月16日

川崎市長 福田 紀彦

1 収納代理金融機関の名称及び収納方法

名称 株式会社群馬銀行

指定する公金の収納方法 口座振替の方法による収納

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。